

平成 29 年 3 月 29 日策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2. 内 容

目 標 1：女性の就業において、必要な制度、設備を職員の意見や要望を取り入れながら、快適な職場環境の整備を目指します。

〈対 策〉

- ・平成 29 年 4 月～女性の活躍推進にあたり、職員が希望する制度、設備等についてアンケート調査を行います。
- ・平成 29 年 4 月～女性が就労に関する制度、個別的相談をしやすい環境を整えるため、相談窓口に女性職員を配置します。

目 標 2：男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を 85%以上にします。

〈対 策〉

- ・平成 29 年 4 月～妊娠・出産・育児に関する制度について、情報の提供とともに組織内相談体制の構築を図ります。
- ・医療職から一般職への転換等、受け入れ体制を整えます。